



# 商工会報 7月号

令和2年7月6日  
西予市商工会  
会長 沖野健三

## 5月25日 書面決議にて第15回通常総代会を開催致しました。

令和2年度事業計画では、①中小・小規模事業者の経営環境の整備、  
②中小・小規模事業への伴走型支援の強化、③商工会の組織強化対策の推進、  
以上の重点項目を柱に、諸事業を推進して参ります。  
なお、今年度の事業実施においては「新型コロナウイルス感染拡大」の影響を鑑み、適時状況の把握に留意し、  
適切に取り組むことを前提とします。

西予市商工会  
4月1日時点会員数  
法定会員959人  
定款会員 32人  
特別会員 16人

## 商工会に加入しませんか

西予市商工会は、地域唯一の経済団体として活動を行っています。  
西予市では、平成30年6月に当会からの要望を受ける形で「西予市  
中小企業・小規模企業振興基本条例」が制定されました。  
一昨年の西日本豪雨災害時の支援、今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴う各種支援につきましても、この条例に基づく協働体制の中  
から、また市と当会との意見交換などにより実現したことであります。  
(裏面にコロナ関連事業の紹介)  
全国的にも様々な組織において、組織離れが進んでおります。当  
会においても、高齢化と人口減少が急速に進む中、例外なく年々  
会員の確保に苦慮しております。会には、会員ならではのメリッ  
トもございます。  
どうか加入についてご検討をよろしくお願いいたします。

商工会の業務 経営の安定と強化を支援

- ◎金融 ◎経理・税務 ◎労務  
◎情報化 ◎各種共済取扱  
◎講習会開催・専門家指導



## 健康診断(健診車)実施予定日

西予市商工会本所  
令和2年11月11日(水)・12日(木)  
《申込期日：令和2年9月30日(水)まで》  
野村支所  
日程調整中



## 健康診断助成金支給制度

- 支給対象費用  
令和2年1月1日～12月31日までに実施された費用  
(人間ドック及び市役所主催の健康診断費用は除く)
- 助成金額  
1人あたり2,000円(事業所上限10,000円)
- 助成金申請締め切り  
令和3年1月29日  
※商工会員であること。  
※社会保険適用事業所であること。

## せいよ Go To 買い物キャンペーン

西予市内参加事業者で買い物等をした際の証明書(レシート等  
店舗印付き)を添付して市役所へ申請すると、購入金額の25%  
が応援金として給付されます(上限12,500円)。  
買い物対象期間：令和2年7月1日(水)～8月15日(土)  
申請期間：令和2年7月1日(水)～9月30日(水)  
お問い合わせ先：西予市経済振興課 TEL 0894-62-6408

商工会会員様限定 WEBセミナーのご案内  
インターネット上で約500のセミナーが視聴可能！  
専用IDとパスワードは商工会までお問い合わせください。

### Pick UP

新型コロナウイルスによる雇用関係助成金の活用  
雇用調整助成金・小学校休業等助成金雇用の安定のために  
事業主ができること。  
ドリームサポート社会保険労務士法人 代表社員 安中繁

### 3月人気セミナー視聴ランキング

- 1位 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける  
事業者の皆様への支援策
- 2位 電話対応マナー
- 3位 ビジネスでもプライベートでも使えるGoogle活用講座  
Googleスプレッドシート編

新型コロナウイルス感染拡大防止のため以下のイベントは中止となりました。

1. かつばMATURIサマーin明浜2020
2. 第37回奥地の海のかーにばる
3. 野村納涼花火大会
4. 宇和地区盆踊り大会
5. のむら軽トラ市(7月予定分)

## 愛媛働き方改革推進支援センター 出張相談窓口開設

13時半～15時半  
商工会本所 7月3日(金) 9月4日(金)  
11月6日(金)

働くみんなに、大きな安心。 中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業にご利用いただいている国の退職金制度です。

# 中退共 小企業退職金共済制度

**安全** 国の制度だから安心  
新規加入や掛金を増額する場合、掛金の一部を国が助成します。

**有利** 掛金は全額非課税  
手数料もかかりません。

**簡単** 社外積立で管理も簡単  
納付状況や退職金試算額を事業主さんにお知らせします。

詳しくはホームページをご覧ください。 中退共 検索

中退共 (独)勤労者退職金共済機構 〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1  
中小企業退職金共済事業本部 TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

## 西予市商工会

愛媛県第2波対処戦略  
の作戦を再構成

「地域経済を立て直す」  
「新しい生活・ビジネス・文化のスタイルを実践する」

〒797-0015 西予市宇和町卯之町三丁目297番地  
TEL: 0894-62-1240 FAX: 0894-62-5800

野村支所72-0339 三瓶支所33-0357  
城川支所82-0208 明浜支所64-0311



# コロナ関連事業のお知らせ 第4弾

## 国 新型コロナウイルス感染症特別貸付

### 融資対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次のいずれかに該当する方であって中長期的に業績が回復し発展が見込まれる方。

- ①最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少した方
  - a 過去3カ月(最近1カ月を含む)の平均売上高
  - b 令和元年12月の売上高
  - c 令和元年10月~12月の売上高平均額

資金の使い道 運転資金、設備資金

貸付期間 設備20年以内、運転15年以内(うち据置5年以内)

融資限度枠(別枠) 中小企業事業3億円、国民生活事業6000万円

金利 当初3年間 基準金利▲0.9% 4年目以降基準金利  
中小企業事業1.11%→0.21%、国民生活事業1.36%→0.46%  
(利下げ限度額：中小企業事業1億円、国民生活事業3000万円)

【お問合せ先】  
日本政策金融公庫 宇和島支店：TEL0895-22-4766  
事業資金相談ダイヤル：TEL0120-154-505

## 市 新型コロナウイルス感染症に伴う西予市中小企業者等経営安定補助金

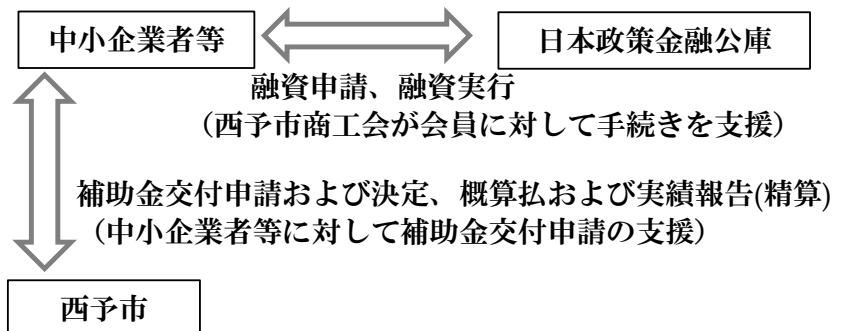
### 補助対象者

新型コロナウイルス感染症特別貸付(左欄)及び特別利子補給制度の適用を受ける市内に住所を有し市税等の未納が無い中小企業者等。(農林漁業を含む)

補助額等 一事業者一回限り 融資額の1/3  
上限50万円(千円未満切り捨て)

申請期間 令和2年9月30日(水)まで  
(期限が変更になりました)

### 補助金交付方法



## 国 小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型)

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対策(①サプライチェーンへの毀損への対応、②非対面型ビジネスモデルへの転換、③テレワーク環境の整備)に取り組む小規模事業者等が経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の上記①2/3、②③3/4を補助。

### 補助対象者

- ・上記の①~③いずれか一つ以上の投資に取り組む。
- ・商工会地域の小規模事業者等
- ・新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越え、持続的な経営に向けた経営計画を策定していること。(商工会が提出までサポート致します)

補助金額等 原則100万円を上限(補助率①2/3②③3/4)

受付締切 第3回受付締切：令和2年8月7日(金)  
第4回受付締切：令和2年10月2日(金)

## 市 店舗リニューアル補助金(感染症予防対策)

### 対象店舗等

- 一戸建て店舗等またはマンション等区分所有の共同店舗等で
- ①自己または配偶者などが所有、または市内に住所を持つ事業者の店舗等
- ②市内に所在している店舗等
- ③大規模小売店舗等は除く

補助額等 上限額15万円  
(補助対象事業費の2/3)  
新型コロナウイルス感染症予防対策の工事や備品等の購入に必要な費用の総額が3万円以上であること。

補助対象期間 令和2年3月2日から令和2年7月31日  
(遡及しての申請可能)

申請期間 6月8日から8月31日まで

## 国 持続化給付金

### 給付対象者

2020年1月以降新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること。

申請方法 申請用HP (<https://jizokuka-kyufu.jp>)

【お問合せ先】  
持続化給付金事業コールセンター：TEL0120-115-570

### 申請サポート会場

- 八幡浜会場 八幡浜市北浜1-3-25八幡浜商工会館3F研修室
- 大洲会場 大洲市大洲694-1大洲商工会館3F大ホール
- 宇和島会場 宇和島市本町追手2-8-25ニュー兵頭4F特設会場

完全事前予約制 電話予約(自動音声予約システム)TEL0120-835-130  
電話予約(オペレーター)TEL0570-077-866

## 市 経営安定給付金

### 給付対象者


国の持続化給付金の対象外で、ひと月(任意)の売上が前年同月比で20%以上50%未満減少していること。

### 対象事業者等

前年(前年度)の収入が240万円以上の、市内に事業所を有する個人又は市内に主たる事業所を有する法人。  
(農林漁業者も対象)

給付額 一律20万円  
※ただし、コロナウイルス感染症に伴う売上減少額が20万円未満の場合はその額。

【上記西予市制度の申請及びお問合せ先】

 西予市経済振興課：TEL0894-62-6408  
西予市商工会：TEL0894-62-1240